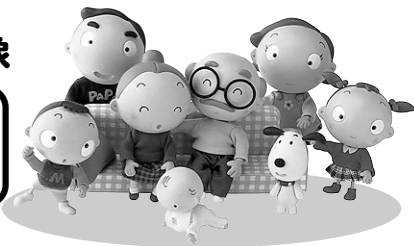


長寿医療制度

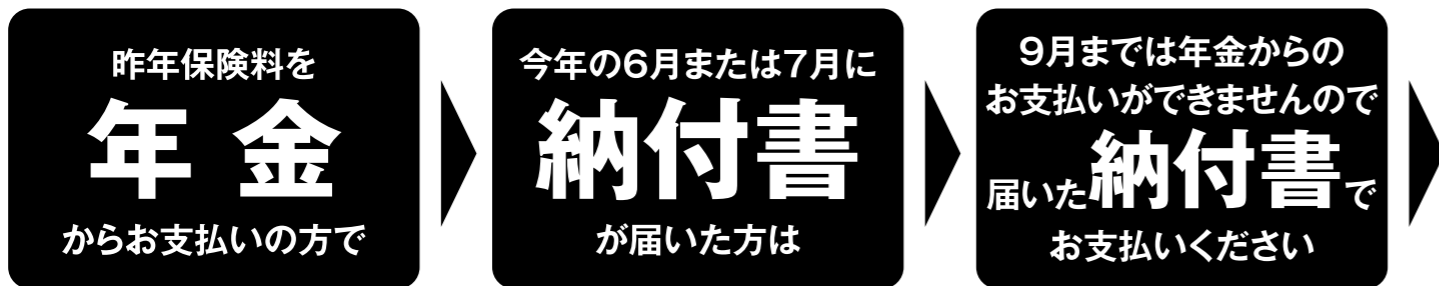
75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

後期高齢者医療制度



あなたの保険料のお支払い方法を
ご確認ください

昨年8月の年金で平成20年度保険料のお支払いが終わった方の
今年度保険料のお支払い方法



6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付書				年金		年金		年金	
9月までは 納付書または口座振替				10月以降は 年金からのお支払いとなります (※年金からのお支払いは手続きの必要はありません。)					

上記以外の方の保険料のお支払い方法は、昨年度と変わりません。
(※口座振替への変更手続きをされた方などは、除きます。)

平成20年度の保険料のお支払いが、保険料軽減措置(均等割8.5割軽減、所得割5割軽減)により、平成20年8月の年金からのお支払いで終わっていた方は、今年9月までは年金からのお支払いができませんので、お手元の納付書または口座振替により保険料をお支払いください。
※納付書または口座振替によるお支払いの時期及び回数は、市町村により異なります。
※口座振替への変更をご希望される方は、お住まいの市町村の長寿医療制度担当窓口へお申し出ください。
※年金の受給額が年額18万円未満の方、長寿医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方は、10月以降も納付書または口座振替によるお支払いとなります。

お支払い方法が
年の途中で
変わります

ご注意いただきたい方
昨年度の保険料が、年の途中で軽減により、
12,900円→6,300円になった方です。
(※一部市町村では、保険料額が異なります。)

今年度の保険料のお支払い方法を、お送りしている「平成21年度後期高齢者医療保険料納入通知書」または「決定通知書」で、もう一度ご確認ください。